

「無許可専従等に関する一斉調査」(5月22日開始)の概要

平成21年6月2日
総務省人事・恩給局

1 調査対象者及び調査対象行為

調査対象者は現在の職員団体役員とし、次の行為を調査の対象とする。

(1) 常習的な違法行為

ア 許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えた場合(昨年と同一基準)

イ 1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えた場合

[想定される事例]

○ 毎週同じ曜日、時間に定期的に集まって会議等を行っていたケース など

(2) その他の違法行為

上記(1)のほか、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた場合

[想定される事例]

○ 職員団体における定期大会等に無許可で参加していたケース など

2 調査方法

(1) 報告を求める管理者等

ア 職員団体の本部、支部等に対応する部署における人事担当者又は労務担当者

イ 職員団体役員の職場における直接の上司(直近の管理職)

(2) 調査方法等

まず、調査対象者を把握し、調査対象者に対応する管理者等を明確にした後、管理者等が調査対象者の職専免の状況等を把握の上、調査票に記入し、署名押印して提出。そこで調査対象行為(疑わしい事案を含む。)を把握した場合には、保存文書から仕事の痕跡の調査、同僚等への調査、本人への調査等を実施し、事案を解明する。

さらに、本人が当該行為を否定する場合には、本人自身にそれに足りるだけの具体的、かつ、十分な説明を行わせるなどして、事案を解明する。

なお、現在、農林水産省において詳細調査を行っている者については、同詳細調査をもって、総務省の調査手法に代えることができる。

3 調査対象期間

平成18年4月1日から平成21年5月31日まで

4 通報制度の活用

- 人事・恩給局及び人事院に専用の通報電話及びメールアドレスを設置
- 各府省は、所属する全職員に対し、自府省の公益通報窓口、総務省等の通報窓口を周知徹底。総務省に周知状況を報告

5 報告期限

平成21年7月31日までに総務省へ報告

無許可専従等に関する調査実施要領

1 調査対象者及び調査対象行為

調査対象者は職員団体役員^注とし、次の行為を調査の対象とする。

(1) 常習的な違法行為

ア 許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えた場合（昨年の一斉点検と同一の基準）

〔想定される事例〕

- 月単位、年単位で行われた無許可専従
- 毎日、午前中の2～3時間は仕事をするものの、午後は職員団体の業務に従事していたケース など

イ 1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えた場合

〔想定される事例〕

- 毎週同じ曜日、時間に定期的に集まって会議等を行っていたケース
- 毎日午前中は仕事をせず、職員団体の業務に従事していたケース
- 毎日、午後4時ころから職員団体の業務に従事していたケース など

(2) その他の違法行為

上記(1)のほか、年間30日を超えないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた場合

〔想定される事例〕

- 職員団体における定期大会等に無許可で参加していたケース など

注：「職員団体役員」とは、職員団体の本部、支部等を問わず、現在の理事その他の役員を指す。
なお、職員団体が登録団体であるか否かは問わない。

2 調査方法等

(1) 報告を求める管理者等

ア 職員団体の本部、支部その他の組織に対応する部署における人事担当者又は労務担当者

イ 本部、支部を問わず、職員団体の役員の職場における直接の上司（直近の管理職）

なお、退職した管理者に対しては、調査票の記入について協力を求めるものとする。

(2) 調査方法

ア 調査対象者の把握

管理者等のうち人事担当者又は労務担当者は、既存の資料や職員団体に役員名簿の提出を求めるなどして調査対象者を把握し（これによりがたい場合は、交渉に参加している職員団体側の職員を調査対象者とする。）、調査対象者に対応する管理者等を明確にすることにより調査に漏れが生じないようにする。

なお、把握した調査対象者については別紙1「調査対象者一覧表」を作成するものとする。

イ 管理者等による調査

(ア) 管理者等は、在籍専従及び短期従事の許可状況、年次休暇の取得状況及び勤務時間中の適法な交渉の状況等、調査対象者の職務専念義務の免除状況を踏まえた上、調査対象者の調査対象行為について、別紙2「無許可専従等に関する調査票」に記入する。

なお、調査票は、署名押印の上、提出するものとする。

(イ) 上記「1」の「(2)」関係については、調査対象期間内に開催された職員団体の定期大会等の開催日、出席者等の把握に努め、その日における調査対象者の勤務状況を確認する。

(ウ) 管理者等は、調査対象行為（疑わしい事案を含む。）を把握した場合には、保存文書から仕事の痕跡の調査、同僚等への調査、本人への調査等を実施し、事案を解明する。調査結果は、別紙3「調査報告書」により明らかにしておくものとする。

(エ) 本人から説明を求めるに当たっては、文書等の確認状況、上司・同僚等への確認状況を踏まえて行うものとし、文書等や上司・同僚等への確認状況から、違法行為があるとの疑いがある状況において、本人が当該行為を否定する場合には、本人自身にそれに足りるだけの具体的、かつ、十分な説明を行わせるなどして、事案を解明するものとする。

(オ) 農林水産省における上記「ア」の調査対象者のうち、問題行為が指摘されるなどにより、既に詳細調査を実施している者については、その者に限り、(ア)から(エ)までの管理者等による調査手法に代えて、当該詳細調査の手法を採ることができる。

ウ 総務省への報告

各府省は、報告期限までに調査の結果をとりまとめ、別紙4「調査結果報告

書」に別紙1「調査対象者一覧表」を添付して総務省へ報告する。

エ その他

上記「イ」の「ア」の書類の保存責任者は、管理者等（当該者が他の部署に異動している場合も含む。）が当該状況を確認できるよう必要な便宜を図るものとする。

3 調査対象期間

平成18年4月1日から平成21年5月31日まで

4 通報制度の活用

- (1) 総務省人事・恩給局労務管理係に専用の通報電話及び情報提供メールアドレスを設置する。
- (2) 各府省は、所属する全職員に対し、自府省の公益通報窓口、総務省及び人事院の通報窓口を周知徹底させ、職員等から幅広く情報を収集するとともに、総務省に周知状況を報告するものとする。
- (3) 各府省は、通報された情報については全て総務省に報告するほか、調査対象期間及び調査対象者に関わらず調査を行い、事案の解明を行うものとする。

5 報告期限

平成21年7月31日までに総務省に報告

6 その他

- (1) 調査の過程において、不適正な労使慣行等を把握した場合には、総務省に対し、その内容を報告するものとする。
- (2) 必要に応じ、法律問題の専門家等、部外有識者の活用を図るものとする。
- (3) 調査対象期間内に職員団体の活動実態が全くない府省については、その旨を総務省に申告し、役員の改選状況、交渉の有無、組合費の徴収、組合事務所の使用状況等を詳細に報告することにより、調査に代えるものとする。

無許可専従等に関する調査票

所属・職	
氏 名	
電話番号	

注： 調査票末尾に署名・押印をお願いします。

この調査は、適正かつ正常な労使関係を構築し、国民の信頼を得ることを目的として、調査対象期間（平成18年4月1日から平成21年5月31日まで）における調査対象者（職員団体の役員）の不適正な行為の有無について行うものです。質問については十分確認の上、正確に回答するようお願いいたします。

なお、虚偽の回答をした場合には処分の対象となる可能性があること及び今回の調査では、通報制度を強化していることから、本件に関しても通報等があった場合には、それを踏まえて事実関係の調査を行うことについてあらかじめご承知おきください。

- 1 あなたが管理者等^{注1}として勤務していた職場における調査対象者について記載してください。^{注2}

No.	所属・職名	職員団体名・役職	氏 名
1			
2			

注1： 「管理者等」とは、①「職員団体の本部、支部その他の組織に対応する部署における人事担当者又は労務担当者」、②「本部、支部を問わず、職員団体の役員の職場における直接の上司(直近の管理職)」を指します。

注2： 書ききれない場合は、別紙5の「調査対象者補助用紙」に記載の上、回答してください。

- 2 あなたが調査対象期間に管理者等として勤務していた期間及び職名について記載してください。

期 間	所 属 ・ 職 名
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

- 3 あなたが管理者等として勤務していた期間において、前記「1」の調査対象者に次の行為があったかどうか回答してください。

(1) 常習的な違法行為

ア 許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無

[想定される事例]

- 月単位、年単位で行われた無許可専従
- 毎日、午前中の2～3時間は仕事をするものの、午後は職員団体の業務に従事していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

イ 1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無

[想定される事例]

- 毎週同じ曜日、時間に定期的に集まって会議等を行っていたケース
- 毎日、午前中は仕事をせず、職員団体の業務に従事していたケース
- 毎日、午後4時ころから職員団体の業務に従事していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

(2) その他の違法行為

上記(1)のほか、年間30日を超えないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた事案の有無

[想定される事例]

- 職員団体における定期大会等に無許可で参加していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

上記のとおり、相違ありません。

平成21年 月 日

署名

印

無許可専従等に関する調査票

元所属・職	
氏 名	
電 話 番 号	

注： 調査票末尾に署名・押印をお願いします。

この調査は、適正かつ正常な労使関係を構築し、国民の信頼を得ることを目的として、調査対象期間（平成18年4月1日から平成21年5月31日まで）における調査対象者（職員団体の役員）の不適正な行為の有無について行うものです。質問については、正確に回答するようお願いいたします。

なお、今回の調査では、通報制度を強化していることから、本件に関しても通報等があった場合には、それを踏まえて事実関係の調査を行うことについてあらかじめご承知おきください。

- 1 あなたが^{注1}管理者等として勤務していた職場における調査対象者について記載してください。
^{注2}

No.	所属・職名	職員団体名・役職	氏 名
1			
2			

注1： 「管理者等」とは、①「職員団体の本部、支部その他の組織に対応する部署における人事担当者又は労務担当者」、②「本部、支部を問わず、職員団体の役員の職場における直接の上司（直近の管理職）」を指します。

注2： 書ききれない場合は、別紙5の「調査対象者補助用紙」に記載の上、回答してください。

- 2 あなたが調査対象期間に管理者等として勤務していた期間及び職名について記載してください。

期 間	所 属 ・ 職 名
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

- 3 あなたが管理者等として勤務していた期間において、前記「1」の調査対象者に次の行為があったかどうか回答してください。

(1) 常習的な違法行為

ア 許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無

〔想定される事例〕

- 月単位、年単位で行われた無許可専従
- 毎日、午前中の2～3時間は仕事をするものの、午後は職員団体の業務に従事していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

イ 1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無

〔想定される事例〕

- 毎週同じ曜日、時間に定期的に集まって会議等を行っていたケース
- 毎日、午前中は仕事をせず、職員団体の業務に従事していたケース
- 毎日、午後4時ころから職員団体の業務に従事していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

(2) その他の違法行為

上記(1)のほか、年間30日を超えないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた事案の有無

〔想定される事例〕

- 職員団体における定期大会等に無許可で参加していたケース など

No.	回 答	回 答 理 由
1	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	
2	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし	

上記のとおり、相違ありません。

平成21年 月 日

署名

印

調 査 報 告 書

調 査 対 象 者	氏 名		
	所属・職名(当時)		
	所属・職名(現在)		
所属職員団体名 ・ 支部名等			
職員団体内での役職		当 時	
		現 在	
調 査 結 果		<input type="radio"/> 別紙2「3」の「(1)」の「ア」の行為 <input type="checkbox"/> あり (平成 年 月 日～平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="radio"/> 別紙2「3」の「(1)」の「イ」の行為 <input type="checkbox"/> あり (平成 年 月 日～平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
		<input type="radio"/> 別紙2「3」の「(2)」の行為 <input type="checkbox"/> あり (平成 年 月 日、平成 年 月 日) (平成 年 月 日、平成 年 月 日) <input type="checkbox"/> なし	
		【判断理由】	

【文書等の確認状況】

文 書 名	確認の有無	確 認 結 果
出勤簿	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
休暇実施簿	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
旅行命令簿	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
事務分掌表	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	
	<input type="checkbox"/> 確 認 <input type="checkbox"/> 未確認	

<p>文 書 確 認 に よ る 判 断</p>	
------------------------------	--

【上司・同僚等への確認状況】

氏 名 等	確 認 結 果
<input type="checkbox"/> 上司、 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 上司、 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 上司、 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 上司、 <input type="checkbox"/> 同僚 <input type="checkbox"/>	

<p>上司等への確認 による判断</p>	
--------------------------	--

【本人の説明状況】

説 明 結 果

【その他、参考事項】

調査した結果は上記のとおりです。

平成21年 月 日

所 属 _____

調査者 氏 名 _____

電話番号 _____

調査結果報告書

府省名 _____

1 調査結果

許可を受けずに、勤務時間中に1日4時間以上にわたり職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無	<input type="checkbox"/> あり (人) <input type="checkbox"/> なし
1日4時間には満たないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事し、それが年間30日を超えていた事案の有無	<input type="checkbox"/> あり (人) <input type="checkbox"/> なし
年間30日を超えないものの、許可を受けずに勤務時間中に職員団体の業務に従事していた事案の有無	<input type="checkbox"/> あり (人) <input type="checkbox"/> なし

2 調査対象者数

合計	人	内	本府省	人
		訳	ブロック機関	人
			出先機関等	人

3 管理者等の数

(1) 報告を求めた管理者等の数

合計	人	内	本府省	人 (うち退職者 人)
		訳	ブロック機関	人 (うち退職者 人)
			出先機関等	人 (うち退職者 人)

(2) 回答者数

合計	人	内	本府省	人 (うち退職者 人)
(回答率	%)	訳	ブロック機関	人 (うち退職者 人)
			出先機関等	人 (うち退職者 人)

(3) 回答率が100%でない場合、その理由

--

4 情報提供関係

(1) 情報提供数

合計	件	内	電話によるもの	件
		訳	メールによるもの	件
			郵便によるもの	件
			その他	件

(2) 処理関係

情報の内容が具体的であり、 一定の調査ができたもの	件	内	無許可専従等と認定 無許可専従等ではなかったもの	件 件
情報の内容に具体性を欠き、 調査ができなかったもの				件
その他		(内容)		件

5 不適切な労使慣行の把握

<input type="checkbox"/> あり (件) → 内容を報告してください。 <input type="checkbox"/> なし

6 その他、参考事項

--

【連絡担当者】

所属名 _____

職名・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

調査対象者補助用紙

No.	所属・職名	職員団体名・役職	氏名
別紙2「3」の「(1)」の「ア」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			
別紙2「3」の「(1)」の「イ」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			
別紙2「3」の「(2)」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			

No.	所属・職名	職員団体名・役職	氏名
別紙2「3」の「(1)」の「ア」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			
別紙2「3」の「(1)」の「イ」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			
別紙2「3」の「(2)」の行為			
回答		回答理由	
<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑わしい事案あり <input type="checkbox"/> なし			

勤務時間中における職員団体のための職員の行為について

勤務時間中に認められている合法的な活動については、次の①から④までのケースであり、これに当たらない勤務時間内の職員団体の活動は、時間の長短にかかわらず職務専念義務に反し、違法である。

- ① **専従**……所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもっぱら従事する場合（国公法第108条の6ただし書。在職期間中7年まで。無給）。
- ② **短期従事**……所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員又は議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該団体の業務に従事する場合（人事院規則17-2第6条。年間30日を超えない範囲。無給）。
- ③ **適法な交渉を行う場合**……国公法第108条の5第8項に規定する適法な交渉を行うものとして職務専念義務が免除されている場合（有給）。
- ④ **年次休暇を取得して行う場合**

関連規定

○ 国家公務員法

(職員団体のための職員の行為の制限)

第108条の6 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

○ 人事院規則 17-2 (職員団体のための職員の行為)

(短期従事の許可等)

第6条 所轄庁の長は、職員が、職員団体の業務にもつぱら従事する場合を除き、登録された職員団体の役員又は登録された職員団体の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該団体の業務に従事することを許可することができる。

4 許可の有効期間は、当該職員について1年を通じて30日をこえてはならない。

○ 国家公務員法

(職務に専念する義務)

第101条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

(交渉)

第108条の5

1 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

2～4 略

5 交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体はその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6～7 略

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。